(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月三日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年10月２日

佐賀労働局長　田之上英治

第４号中「１時間1,030円」を「１時間1,095円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年11月15日から効力を生ずる。

―――――――――――――

法務省告示配第百四十四号

島根県江津市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、江津市役所又は松江地方法務局浜田支局に照会すること。

令和八年十月二日　法務大臣　山下　貴司

島根県那賀郡川波村大字敬川千六百九十九番地
濵田治三郎

法務省告示配第百四十五号

千葉県南房総市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南房総市役所又は千葉地方法務局館山支局に照会すること。

令和八年十月二日　法務大臣　山下　貴司

千葉県安房郡八束村宮本二百八十九番地
稲　廣吉

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和８年11月２日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20901002977②船木　政夫③船木　政夫④北海道稚内市大黒３丁目６番21号

令和８年10月２日

北海道財務局長　木股　英子

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０７１２号

横浜市戸塚区戸塚町８４３－１３
申立人　芳村　伸子
本籍　神奈川県横浜市南区六ツ川２丁目１１４番地２
最後の住所　横浜市港南区上永谷２丁目２番２０号
死亡の場所　神奈川県横浜市港南区
死亡年月日　推定令和８年２月１１日から２０日までの間
出生の場所　群馬県高崎市
出生年月日　昭和５３年８月１８日
職業　不明　被相続人　亡　吉野　靖史
事務所　横浜市中区山下町２２３－１ＮＵ関内ビル４階
相続財産清算人　弁護士　織田　慎二
催告期間満了日　令和９年４月１５日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０７４９号

名古屋市中区丸の内３丁目５番１０号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍　長野県小県郡長和町長久保６２１番地
最後の住所　横浜市泉区岡津町２４６１番地１あっとほーむ岡津
死亡の場所　神奈川県横浜市泉区
死亡年月日　令和７年４月２日
出生の場所　長野県小県郡長久保新町
出生年月日　昭和２１年１０月２４日
職業　無職　被相続人　亡　渡邉　政治
事務所　横浜市中区本町２－２２京阪横浜ビル１０階
相続財産清算人　弁護士　松木　崇
催告期間満了日　令和９年４月１５日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第７１８８２号

東京都港区西新橋１丁目１４番９号　西新橋ビル６階　平光・大久保法律事務所
申立人　平光　哲弥
本籍東京都台東区松が谷１丁目１３番地
最後の住所東京都杉並区下高井戸４丁目６番２号　ロイヤル病院
死亡の場所東京都杉並区
死亡年月日令和８年３月１５日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和３６年３月２０日
職業　無職　被相続人　亡　伊藤　一枝
事務所　東京都千代田区大手町一丁目１番２号大手門タワー　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人　弁護士　横山　兼太郎
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第９０６４号

青森市大字三内字丸山381番地28、２階
申立人　株式会社ベイテック青森
本籍北海道旭川市東光14条４丁目１番
最後の住所旭川市東光14条４丁目１番２号
死亡の場所北海道旭川市
死亡年月日令和５年12月18日
出生の場所北海道旭川市
出生年月日昭和47年８月７日
職業不明
被相続人　亡　木原向一朗
事務所旭川市神居２条９丁目２番17号　ミカミビル第二　２階　神居法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐藤　翔平
催告期間満了日　令和９年４月30日
旭川家庭裁判所

令和８年（家）第７１２５７号

東京都豊島区巣鴨５丁目３５番３７号
申立人　特定非営利活動法人りすシステム
本籍東京都板橋区坂下１丁目３０番地７
最後の住所東京都板橋区大原町６番８号サニーヒル板橋
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和６年９月２２日
出生の場所不明
出生年月日昭和５年３月７日
職業　無職　被相続人　亡　中村　幸子
事務所　東京都中央区銀座三丁目１０番７号銀座京屋ビル６階緑川・北代法律事務所
相続財産清算人　弁護士　緑川　由香
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所